

『産前産後期間』の国民年金保険料免除制度の届け忘れはありませんか？

この手続きにより、対象期間内は**保険料を全額納めたもの**として老齢基礎年金受給額に反映されます。すでに保険料免除申請を利用されている方も手続きしてください。

✿ 免除期間

- 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
- 多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産を言います。(死産、流産、早産された方を含みます)

✿ 対象者

「国民年金第1号被保険者」で**出産日が平成31年2月1日以降の方**(注意)任意加入被保険者は、産前産後免除の対象とはなりません。

✿ 届出期間

- 出産予定日の6か月前から届出可能です。
- 平成31年2月1日以降の出産であれば、**出産後の届出はいつでも可能です。**

✿ 持参するもの

- マイナンバーまたは基礎年金番号のわかるもの
- 出産予定日や出産がわかるもの(親子健康手帳など)
- 本人が申請できないとき、委任状が必要となる場合があります。
- 郵送でも届出可能です。届出書の様式は日本年金機構の公式ホームページからダウンロードできます。



国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

検索

お問い合わせ・届出: 村民課 年金係 ☎966-1205

名護年金事務所 ☎0980-52-2522 自動音声案内②→②番

資源ごみ(かん類・びん類)の出し方について

- かんやびんをごみに出す際は、**中を水洗いしてから出して**ください。夏場は悪臭の原因にも、近隣住民の迷惑にもなりますのでご協力をお願いいたします。

かん類

スチール缶

かごに入れて出してください。

アルミ缶

かごに入れて出してください。

スプレー缶

カセットコンロのボンベ・殺虫剤・ヘアスプレー等(中身は使い切ったこと)

※たばこなどの異物が入っているとリサイクルできません。
※スチール缶・アルミ缶は同じ箱に入れてください。

● 中身は取り除き、軽く水洗いして出してください。
● 空のペンキ缶・油缶・斗缶は、もやせないごみに出してください。

びん類

びん類(飲料用・調味料用)

かごに入れて出してください。

①せんをとって
②びんの中を水洗いしてください。

生びん
その他のびん

ジャム・ドリンク・ウイスキー・ワイン
その他のびん

注意

★せともの ★ガラス
★「もやせないごみ」で出して下さい。
★ラベルはできるだけ取り除く。

お問い合わせ: 村民課 生活環境係 ☎966-1205